

◆「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（通称：ミラサポ専門家派遣事業）」
の適用範囲について

（※中小企業者や起業を目指す者を対象として専門家を派遣する事業）

現在、対象企業として製造業・卸業・小売業・サービス業……等で資本金や従業員数が少ない会社や個人、あるいは中小企業団体（事業協同組合や企業組合等）としているが、NPO 法人は対象外となっている。

NPO 法人は団体の社会的使命の実現にとって必要な事業であれば会計を非営利事業と区分すれば収益を目的とした事業を実施することも可能です。

NPO 法人として起業し、社会の課題を収益事業として解決しようとする地方の女性や高齢者を支援するためにもミラサポ専門家派遣事業の適用を NPO 法人に拡充していただきたい。